

第四回 貴族院議事速記録第三十一號

明治二十六年二月十六日(木曜日)

午前十一時十分開議

議事日程 第三十一號 明治二十六年二月十六日

午前十時開議

一 砂礫採取法案(政府提出)

第一讀會ノ續(特別委員長報告)

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

昨日本院ニ於キマシテ修正議決ニナリマシタ政府提出辯護士法案ハ即日衆議院ニ回付致シマシタ、昨日各部ニ於キマシタ當選ニナリマシタル集會及政社法改正案兩院協議委員ノ氏名ヲ御報告ニ及ビマス、書記官長ヲシテ朗讀ヲ致サセマス、

(金子書記官長朗讀)

百七票	村田保君	百票	侯爵黒田長成君
八十八票	木下廣次君	八十四票	箕作麟祥君
七十五票	男爵千家尊福君	七十四票	馬屋原彰君
六十九票	武井守正君	六十八票	伯爵萬里小路通房君
六十八票	瀧口吉良君	六十七票	渡邊驥君

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 昨日度量衡法追加案ニ關シ衆議院ヨリ通牒ヲ受領致シマシタニ依ッテ書記官長ヲシテ朗讀ヲ致サセマス、

(金子書記官長朗讀)

本院ハ貴院ノ回付ニ係ル度量衡法追加案ニ付貴院ノ修正ニ同意シテ奏上セリ依テ及通知候也

明治二十六年二月十五日

衆議院議長 星 亨

貴族院議長侯爵蜂須賀茂韶殿

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 次ニ本日ノ議事日程砂礫採取法案第一讀會ノ續キヲ開キマス、特別委員長報告、

(公爵近衛篤磨君演壇ニ登ル)

○公爵近衛篤磨君 諸君、本案ハ第二ノ議會以來此度マデ合セテ三回此貴族院ノ議場ニ上ッテ譯デアリマシテ、第一回ハ委員ノ修正ガ不十分デアルト云フノデ委員ニ再付託ニナリマシタ、第二回ハ即チ昨年ノ夏ノ議會デアリマシタガ本院ハ無事ニ通過致シマシタガ衆議院ノ議場ニ上ルマデニ閉會ニナリ

マシテ遂ニ成立チマセヌデアリマシタ、夫レカラ此度ハ即チ第三回目デアリマス、私ヲ初メ多數ノ委員ハ第一回以來大抵同ジ者ガ委員ニナッテ譯デアリマシテ其成行キハ畧々心得テ居リマス、此度ノ案ヲ見マスルト第一回並ニ第二回ニ於キマシテ委員會ニ於キマシテ起リマシタ所ノ説ヲ政府ハ餘程採用セラレテ提出ニナリマシタニ依ッテ此度ノ法案ニハ別段多分ノ修正ヲ要スル程ノコトハナイノデアリマス、併ナガラ僅ニ二ツ三ツノ修正ヲ致シマシテゴザイマスルカラ其修正ヲ致シタ所ヲ示シテ其理由ヲ申上ゲマスルデゴザイマセウ、デ此砂礫採取法案ノ今日ニ必要ナルト云フコトハ此法案ノ理由書ニモ十分明デアリマシテ今更私ガ喋々スル程ノコトハゴザイマセヌ、且ツ昨年鑛業條例ガ實施ニナリマシタ以來此砂礫採取法案ノ必要ト云フモノガ益々明ニナリマシテアリマス、ト云フモノハ鑛業條例ノ始ニ砂礫ト云フモノハ取除イテアルト云フコトデアリマス、夫レ故ニ今日ノ場合デハ此砂礫ニ關スル取締ト云フモノハ先ヅ無法律ト云ッテモ宜シイ有様デアリマス、夫レデ此度ハ是非トモ此砂礫採取法案ト云フモノハ兩院ヲ通過シテ成立ツコトガ是非必要デアラウト考ヘラレマス、夫レデ大體ノコトハ第一回及第二回ニ於テ屢々申上ゲタ譯デアリマスルカラ此位ニ止メテ置キマシテ逐條ノ所ヲ申上ゲマセウ、此案ノ中ニ既ニ小サナ紙ニ正誤ヲシテ配付シテアリマス通リ三ツノ印刷ノ誤ガアリマス、夫レハ第八條ノ「採取人第四條ニ依リ」ト云フ此「第四條」ハ「第五條」ノ誤デアリマス、夫レカラ第十六條ニ「第十條ノ場合ニ於テ」トアルハ「第十三條」ノ誤デアリマス、夫レカラ第十九條ノ終ニ「民事訴訟用ノ例ニ依リ」トアルハ「民事訴訟費用ノ例ニ依リ」ノ誤デアリマス、是レハ既ニ配付ニナッテ居リマスルカラ實際申上ゲル必要ハアリマセヌガ念ノタメモウ一應申上ゲテ置キマス、扱此修正ニナリマシタ箇條ヲ申上ゲマス、此第三條ノ「帝國臣民ニ非サレハ採取人トナリ又採取業ニ關スル組合員又ハ會社ノ株主」トアルノヲ會社員ト直シマシテゴザイマス、是レハ鑛業條例ニ據リマシタノデアリマシテ會社員ト株主トナリマスル株主デ無クシテ會社員デアル者ハ之ニ加ハラヌ、依ッテ廣ク會社員トスレバ役員デアッテ株主デ無イ者モ加ハルコトガ出來ルカラ夫レ等ノ上ニ取締ガ出來ルト云フ所カラ鑛業條例ノ明文ニ據ッテ直シタ譯デアリマス、夫レデ「採取人未成年癡癩白痴又ハ瘡啞ナルトキハ後見人ヲ立ツヘシ」ト云フ是レハ第二項ニ別項ニ致シタ譯デ別ニ深イ仔細モ無イ唯分リ易イ様ニシタノ止マリマス、夫レカラ第四條ノ「所有者又ハ關係人」トアリマス「又ハ關係人」ノ五字、是レハ關係人ト申スト殆ド限リノ無イ話デドノ邊マデ此法律デ關係人ト認メルカト云フコトニ付テ誠ニ漠然トシテ限リガ無イ、寧ろ關係人ト云フ字ヲ取ッタガ宜イト云フ所デ此法律ノ中ニ關係人ト云フノハ澤山アリマスガ皆除イタ譯デアリマス、夫レカ

ラ第五條ノ但書ヲ削除致シマシタ、是レハ採取ノ事業公益ヲ害スルト認メタ
トキ即チ公益ヲ害スルト認メラル、場合デアリマスカラ假令夫レヲ豫防スル
必要ノ條件ガアツテモ是レハ許サズガ宜イト云フコトデ削ッタノデアリマ
ス、夫レカラ第八條ノ「採取人第五條ニ依リ附セラレタル條件ヲ履行セス又
ハ」ト云フ是レ丈ケヲ削リマシタノハ全ク五條ノ但書ガ削ラレマシタカラ必
要ガナクナツタ譯デアリマス、夫レカラ第十一條ノ「第六條云々ノ處分ニ不
服アルトキハ其ノ處分ヲ受ケタル日ヨリ」ト云フヨリモ「達ヲ受ケタル日」ト
云フ方ガ……處分ヲ受ケタル日ト云フヨリ達ヲ受ケタル日ト云フ方ガ取締上便利
デアラウト云フノデ即チ達ト云フ字ニ修正シタノデアリマス、夫レカラ第
十八條ノ第二項ノ「所轄鑛山監督署長ノ判定ニ不服アルトキハ其判定ヲ受ケ
タル日ヨリ三十日以内ニ」ト云フ下ニ「土地賃渡ニ就テハ」ト云フ八字ガ這入
リマス、此八字ガゴザイマセスト農商務大臣ノ裁定ニ歸スルト云フコトガ餘
リ區域ガ廣クナツテ大抵是レマデハ地方官デ取締ヲシテ居リマシタカラ農
務大臣ノ裁定ニ歸スルト云フコトニナルニ付テ「土地賃渡ニ就テハ」ト云フ字
ヲ加ヘタ方ガ宜イト云フノデ加ヘタ譯デアリマス、此度委員會ニ於キマシテ
修正ヲ加ヘマシタ箇條ハ唯是レ丈デアリマシテ其外ハ政府ノ提出案ニ更ニ異
存ハ委員會ニ於テ無イノデアリマスカラ此議場ニ於キマシテモ速ニ御決議ニ
ナラムコトヲ希望致シマス、

〔武井守正君演壇ニ登ル〕

○武井守正君 本員ハ特別委員ノ一人デゴザリマシテ素ヨリ本案ヲ賛成ス
ル者デゴザリマス、ナレドモ本案ヲ至極結構デアル宜イモノデアルトシテ賛
成シタノデハゴザイマセス、國家經濟上是レ程困ッタモノハ無イ、實ニ國ノ
大害ノ事業デアルト存ジマスルケレドモ一朝之ヲ禁止シマシタトキニハ數十
萬ノ人ガ立ロニ困リマスルカラ已ムヲ得ズ誠ニ據ナク賛成スルノデゴザリマ
ス、ナゼト申シマスルニ砂鑛中ノ他ノ物ハ暫ク擱キマシテ獨リ砂鑛採取ノ國
家ヲ害シマスルコトハ實ニ少小ノモノデハ無イノデゴザリマス、鐵砂ノ……
砂ノ中ニ混ッテ居ル割合ガドレ程デアルト申シマスルト殆ド萬分ノ一デ誠ニ
僅少ナモノデゴザリマス、故ニ其一分ノ鐵砂ヲ得ムガタメニハ萬倍ノ砂ヲ河
ニ流シ出スト云フ有様デ、夫レ故河ノ水ハ常ニ黑濁ヲ以テ滿タサレテ居ル有
様デアリマス、本員ガ曩ニ山陰ニ居リマシタトキニ實地ノ調査ヲ致シマスニ
河流ヲ見マシタルニ如何ニモ國ヲ害スルコト僅ナコトデ無イト感ジマシタカ
ラ去ル二十三年中伯耆國日野川……此日野川ノ流域ハ同國ノ日野郡デゴザリ
マシテ其日野郡ハ鐵砂業ノ盛ナル所デアアルノデゴザリマス、此日野川ニ於テ
十五日間流砂ノ測量ヲシテ見タ所ガ流水中ニ含ム所ノ砂ハ五百六十ノ一弱デ
之ヲ積算致シマスルト一セこんど間ニ砂ノ量ガ四立方尺六一ノ砂ガ流れ出

マス、サウ致シマスルト一日間ニハ砂ノ量ガ三十九萬八千三百〇四立方尺幾
ド四十萬立萬デアアルノデアリマス、砂鑛ノ營業ハ大半半箇年デゴザリマス
ラ則チ之ヲ六箇月間ニ積算致シマスルト七千二百六十四萬〇四百八十立方尺
ノ多量ノ砂ガ流れ出マス、此河ノ上流ハ六十分一乃至百二十分一デアリマ
スカラ從ッテ流れガ早イ、砂モ止マリマセヌケレドモ下流ノ二里間ハ勾配ガ極
スルイカラ年々土砂ガ堆積シテ山陰道即チ國道ニ架ツテ居リマル日野橋ノ如
キハ水面上ハ十四尺アルニモ拘ラズ土砂ノ積マツテ居ル所ハ僅三四尺デ橋桁
ニ達スル位砂ヲ持チカケテ居ル、此多量ノ土砂ガ勾配ノスルイ下流二里間ニ
大變停滯スル譯デゴザリマスガ、其停滯シマスル土砂ヲ極内輪ニ見テ其砂ノ
量ヲ量リマスルト十分ノ一、二里間停滯スルモノト假定致シマスルト河幅平均
百間デアリマスルト此百間ガ六百尺、夫レカラ二里間ガ即チ二萬五千九百二
十尺デゴザイマスカラ其平方積ハ千五百五十五萬二千平方尺ニナリマス、サ
ウシテ前ニ申シマスル流れマスル砂ノ十分ノ一ノ量ガ停滯スルト致シマスル
ト其量ガ七百二十六萬四千四百八立方尺二里間ニ停滯スル譯デアリマス、即
チ之ヲ寸ニ直シマスルト半箇年間ニハ四寸六分七厘河床ガ高マルノデアリマ
ス、夫レ丈ケ河ニ砂ヲ置キマス譯デアリマス、是レハ營業ノ半箇年丈ケノコト
デゴザリマスルガ尙ホ餘ノ半箇年ト申シマシテモ元々山ノ皮ヲ剝イテ剥放シ
テアルノデゴザリマスルカラ雨ノ降りマス度毎ニハ其山カラゾロゾロ砂ガ流
レ出マスルニ依ッテ之ヲ測量シマシタナラバ尙ホ又幾何ノ砂ヲ停滯スルデア
ラウト存ジマス、目下既ニ兩岸ニ在ル所ノ田面ヲ見マスレハ河床ノ高マリマ
スガタメニ遂ニ排水ニ困ッテ居ル有様デ水吐ガナクナツテ居ルノデゴザイマ
ス、斯ル有様デゴザリマスルカラ今日デスラ排水法ノ著キマセヌニ尙ホ河床
ガ高マツテ參リマシタラ愈々水吐ガ無クナツテ仕舞ヒマスカラ其田面ハ澁田ト
ナリ遂ニハ池沼ト變ズルノ慘狀ヲ見ルニ相違ナイト思ヒマス、右様河床ガ高
マリマスルカラ堤防ハ低ウナツタト同ジ譯デアリマス、所ハ山ハ皮ヲ剝イテア
リマスルカラ雨水ノ足留リガアリマセヌ故ニ降雨ノ度毎ニハ黑濁ガ濁ヲ卷キ
マシテ萬雷吼スルノ勢ヲ以テ流レテ居ルノデゴザイマス、夫レ故水ハ一朝ニ
激シテ出マスルカラ堤防ハ破壞シ易ク又橋梁ハ流失シ易イノデゴザイマス、
岡山縣デハ此土砂ニ苦シマシテ地方稅中ニ砂防費ヲ置イテ砂防工事ヲシ
テ居リマスルト申スコトデ、一方デハ稅ヲ取ツテ砂防ヲシテ居リマスルニ其流
域ハ遠慮ナク山ノ皮ヲ剝イテ砂ヲ流シテ居ルト云フ困ッタ有様デゴザリマス、
斯様ニ申シマスルト砂鑛業ハ禁止スルノ外ハナイ譯デゴザイマスルケレドモ
禁止ヲシマシタナラバ多年之ニ從事シテ居リマスル數十萬ノ人民ガ忽チ產ヲ
失フテ活路ニ困リマスルカラ一朝禁ズルト申スル譯ニハ參リマセヌ、漸次何
トカ他ノ業務ヲ求メテ之ニ轉セシメルノ外ハナイ譯ト存ジマス、追ッテ鐵道デ

モ開ケマシテ追々搬運ノ便利ガ開ケテ參リマスレバ人夫モ今日ノ如ク安クハ使ヘマスマイ、第一製鐵ニ要シマスル木炭、此木炭ハ山間デゴザイマスルカラ今日ハ一貫目ガ一錢五厘位デゴザイマスル、是レモ早ヤ山陽道ヘ持出シマスルト姫路若クハ神戸邊デハ一貫目少クモ五錢以上致シテ居リマスカラ搬運ノ便利ガ著キマシタラバ此木炭ナドハ忽チ他方ニ向ッテ輸出スルダラウト思ヒマス、サウナリマスレバ製鐵ノ業ナドハ止メルノ外ゴザイマセヌト思ヒマス、又過日本院デ議決致シマシタル製鐵所ヲ幸ニ設置セラレマシタナラバ岩鐵デ以テ多量ノ鐵ガ出ルコトニナリマシタナラバ砂鐵ナドハ自然ニ止ムノ外アルマイト存ジマス、ドウカ早クサウナラムコトヲ希望スルノデゴザイマス、兎ニモ角ニモ鑛業條例ハ既ニ實施セラレテアリマスル今日獨リ砂鐵ハ無法律デアルト申スルコトハ頗ル不都合デゴザイマスルカラ早ク施行セテバナラヌト存ジマスル、故ニ此國家經濟上得失價ハヌニモ拘ラズ又國土ニ大害ヲ與ヘルト云フコトヲ確認スルニモ拘ラズ數十萬人民生活上ノ關係ヨリ致シマシテ已ムヲ得ズ、誠ニ據ナク本員ハ贊成シマスル譯デゴザイマス、諸君モドウカ自然ニ此業ガ出來ナクナッテ止ムノ時期ヲ俟タレマシテ此際ハ本案ヲ成立タセラレムコトヲ冀望致シマス、

○政府委員(和田維四郎君) 唯今武井君カラ砂鐵採取法案ニ御贊成デハアリマスルガ國家經濟上ニ大變ニ此事業ハ不利益ダト云フコトノ御話ガアリマシタカラチヨット一言申シテ置キマスルガ其砂鐵採取ノ事業ト云フモノハ砂鐵バカリデハアリマセヌ、砂鐵ハ今日ノ處デハ凡ソ三分ノ二ガ砂鐵ニ從事シテアトハ砂金砂錫ノ採取ニ從事シテ居リマスルカラ此法案ノ全體ヲ論ズルニ付テハ唯砂鐵バカリノ情況デハ判斷ガ出來マイト思ヒマス、夫レカラ大體其砂鐵ノ事業ニ付テ武井君ノ御話ニナッテ情況ハ實際ニ餘リ相違ナイ御話ノ様ニ考ヘマスカラ夫レヲ決シテ辯ズルデハアリマセヌガ萬分ノ一ト云フノハ餘リ少イ、モウ少シハアラウト思ヒマス、委シイ分析ハシテ居リマセヌガ百分ノ五位ハアルデアラウト思フンデス、即チ砂百ノ中ニ鐵ガ五若クハ三位ハアルデアラウト思ヒマス、併シ夫レニシマシテモ通例鐵鑛ハ外國デ百分ノ二十ヨリ少イ鑛石ハ製鍊ヲシナイ位デアリマスカラ夫レニシテモ餘程貧鑛ニ違ヒハナイデアリマス、扱武井君ノ御論ノ最モ眼目デアッテ國土保安若クハ水利ノタメニ大變ニ砂鐵採取ノコトハ害スルト云フ御話デアリマシタガ夫レト砂鐵採取法トノ關係ニ付テ一言辯ジテ置キマスノハ即チアノ大害ガアルノヲ防グニハ此砂鐵採取法ハ最モ必要デアラウト思ヒマス、ト申シマスルモノハ此法案ノ既ニ第五條ニハ公益ヲ害スルトキニハ許可ヲ與ヘマセヌ、第六條ニハ既ニ與ヘタル許可ヲ取消ス規定ニナッテ居リマス、尙ホ第七條ニ至リマシテ公益ヲ害スル場合ニハ豫防ヲ命ズルト云フ規定モゴザイマス、又二十三

條ニ至ッテ國土保安ニ關シテ必要ナル規定ハ農商務大臣之ヲ定ムト云フ規定モゴザイマスルカラ此法案ガ成立テバ今御話ニナッテ様ナ害ヲ防グ途ハ立ツノデゴザイマス、今日デアリマスル土地所有者ガ自分ノ土地ヲ利用スルト云フコトハ行政上ノ手段ヲ以テ之ヲ止メルコトハ出來ナイダラウト思ヒマス、サウシマスルト今日ノ儘デ置キマスルトアノ地方デ砂鐵ヲ取ル人ハ勝手ニ取ッテ構ハナイコトニナリマスガ若シ此法案ヲ行ヘバ此法案ノ規定ニ依ッテ國土保安ニ害ヲ與ヘ若クハ公益ヲ害スル場合ニハ差止メルト云フコトガ始メテ出來ルノデゴザイマスカラ今御話ニナッテ國土保安ノ上又ハ水利ノ上ニ付テ害ヲ及ボスコトヲ防グト云フコトニハ是非此法律ハ必要ダラウト思ヒマスカラ其御趣意ガ或ハ少シ……武井君カラ御話ガナカッタ様デアリマスカラ一言辯ジテ置キマス、

○子爵谷干城君 政府委員ニ質問ヲ致シテ置キタイト考ヘマスルガ關係人ト云フコトハ私ハ入リハセマイカト思ヒマスガ此關係人ト云フ原案ノ旨趣ハドウ云フノデアリマスカ、

○政府委員(和田維四郎君) 此關係人ト申シマスルノヲ初メ原案ニ入レマシタノハ其土地ヲ借りテ居ル人若クハ質ニ取ッテ居ルト云フ位ノ狹イ場合ヲ指示シテ關係人ト云フ字ヲ入レタデゴザイマス、然ルニ委員會ニ於テハ「又ハ關係人」トアルト土地ニ關係ノアルノハ誰レデモ關係人ト云フ中ニ含ムデアラウ、サウナレバ甚ダ意味ガ廣過ギテ却ッテ不都合デアラウト云フコトデ……夫レデ考ヘテ見マスルト關係人ト云フノハナクテモ今ノ通り土地ヲ借りテ居ルトカ若クハ質ニ取ッテ居ル人ニモ決シテ損害ヲ及ボスコトハナカラウト考ヘマスニ付キマシテ乃チ委員會ニ於テ政府ハ御同意ヲシタノデアリマス、其損害ヲ及ボサスト云フコトヲ考ヘマシタ理由ハ土地所有者ト質取主若クハ借主等ノ間ノ契約ハ土地所有者ガ此採取人ニ貸渡シタ時ハ其契約ニ基イテ損害ヲ與ヘヌ丈ケノコトハ土地所有者ガ十分爲シ得ラレデアラウト考ヘマス、且ツ民法上土地所有者ニ對シテ夫レ丈ケノ損害ヲ請求スル道ハ十分ニ相當ノ道ガアルカラ損害ヲ與ヘル場合ハナイト存ジマス、故ニ此修正ニ御同意シマシタ、

○子爵谷干城君 モウ一ツ私ハ質問致シマス、今ノ御説明ノ通りデアレバ夫レ丈ケデ宜イ様デゴザンスガ此土地ト云フモノハ御承知ノ通り各地方ニ於テ餘程扱ヒノ異ッテ居ルモノデアリマス、私ナドノ郷里ナドデハ一種動カスベカラザル習慣ニナッテ居ルモノガアル、即チ關係者ト云フモノガアルデス、夫レハドウ云フモノデアアルカト云フト即チ能ク世ニ聞ク所ノ上土地ト云フテ夫レハ今日ノ所デハ此土地所有者ト云フモノガ全ク底土ヲ持ッ所有者デアッテ、所謂永小作ト云フモノガ上土持ト云フモノニナッテ、何ヲスルニ

付テモ所謂本當ノ底土ノ方が却ッテ廉イ方デ上土ノ方が却ッテ高イ様ナ、サ
ウ云フ様ナコトデ習慣ニナッテ居ル、是レガ即チ所謂土地關係ノ大ナルモノ
デアリマスガ、サウ云フ様ナ所へ若シ此砂鑛が出タ時ハ矢張り此關係人ト云
フ方ノモノデ餘程必要ナコトデハナイカト考ヘマスガ、他ノ地方デハ無イカ
知レマセヌカナレドモ土佐アタリデハ本當ノ地主ヨリモ耕作權ヲ持ッテ居ル
者ノ方ガ權力ノ強イト云フ様ナコトガアリマスルガ夫レ等ノコトハ一向御承
知ガナカッタデセウカ、

○政府委員(和田維四郎君) 唯今仰セノ様ナ慣習ノゴザンスル所ハマダ外
ニモ、慥カ新潟縣ニモゴザンセウカト存ジテ居リマスガ、此砂鑛ノ内デ一般
ノ土地所有ニ係ッテ居リマスル所デ採取スルハ先ヅ砂鑛バカリデアリマ
ス、他ノ地方デハサウ云フコトハゴザイマセスト存ジマスルカ實際上下都合
ハナイト考ヘマス、今ノ様ナ種類ノモノモ矢張り小作人トカ……普通ノ小作
人トカ或ハ質取主ト同ジ取扱デ往カウト云フ考デアリマス、併シ實際上サウ
云フ場合ハ砂鑛採取ノ地方ニハ無イト考ヘマス、

○子爵谷干城君 併シ砂鑛ト云フモノハドコカラ出ルヤラ分リマセヌ、
○政府委員(和田維四郎君) 夫レハ大抵今日ノ所デハ分ッテ居リマスル……

○男爵渡邊清君 本員モチヨット承ッテ置キマス、五條ノ但書ハ是レハ特
別委員會デ削ッタモノデアリマスガ本員ノ考デハ是レハ必要デアラウト考ヘ
マスカラ承ッテ置キマスガ、抑、砂鑛ハ國土保安及水利ニ關係シテ居ルト云
フコトハ既ニ武井君モ言ハレマシタ通り、之ヲ削ッテ見ルト云フト唯許可シ
タノミデ六條七條ハ既ニ人民ガ業ヲ起シテ居ルモノデモ危害ガアルト云フ
ト止メルト云フテゴザリマスガ減多ニ止メラレテハ甚ダ人民ガ困ル、ソコデ
此五條ノ但書ト云フモノハ是レハ減多ニ採取ヲ致シテハ害ガアルケレドモ此
水利ヲ斯ノ如ク豫防ヲ加ヘテ置ケバ宜シイト云フ場合ガ餘程アラウト考ヘマ
ス、夫レヲ最初カラシテ止メルト云フテ……許可ヲセスト云フテハ甚ダ差
ガ起リハセヌカト思ヒマス、是レマ二讀會ニナッタ時デモ宜シウゴザイマ
スガ一應政府委員ノ意見丈ケヲ伺ッテ置キマス、

○政府委員(和田維四郎君) 此第五條ノ但書ハ委員會デ削除セラレマシタ
時ニ御同意ヲシタノデアリマス、其御同意ヲシマシタ譯ハ砂鑛ヲ採取シマス
ル時ニ相當ノ豫防ヲスレバ許シテ宜イト云フ場合ガゴザイマスル、若シ斯ウ
云フ工事ニスレバ許可ヲ得ラレスト云フコトヲ行政上主務官カラ通知ヲシマ
シテ許可ヲスルコトニナッテ居リマス、其工事ヲシタ上デ許可ヲ與ヘマスノ
デアリマシタラ却ッテ其方ガ安全デアルト思ヒマス、若シ此但書ノ儘デア
ルト此條件ヲ付ケテ許可ヲスル、其條件ガ附カナカッタナラ直ニ取消サナケ

レバナラスト云フ不都合ガアリマスカラ夫等ノ條件ハ履行サシタ上デ無條件
デ許スト云フコトヲ書イタノデアリマス、

○平田東助君 少シク政府委員ニ伺ヒマス、唯今此關係人ノコトニ付キマ
シテハ谷子爵カラノ質問ニ御答ヘニナリマシタノデ概畧分リマシタガ、土地
所有者ノ權利ハ是レデ制限セラレタ様デアリマスガ關係人ノ權利ト云フモノ
ハ是レデ制限ハ出來ナイ様デゴザリマス、此關係人ノ土地ニ對スル使用權利
用權ト云フモノハドウシテモ有シテ居ルト云フコトハ明ナコトデアリマス、
況ヤ將來民法ノ愈々實行セラレ、曉ニナッテ其權利モ亦明確ニナルコトデア
ウト思ヒマス、又斯クナリマスルト云フト左様ナ精神デハゴザイマスマイケ
レドモ之ヲ削除致シマシタ結果ハ土地所有者ハ之ヲ拒ムコトハ出來ルガ關係
者ハ拒ムコトガ出來ヌカノ如キ觀ヲナシマスガ是レ等ハドウ云フ御解釋ニナ
ッテ御同意ニナッタノデアリマスガ、之ヲ承リタウゴザリマス、或ハ又之ニ
修正ヲ加ヘマシタ所ノ特別委員長カラシテ御答ヘ下サルトモ何レデモ宜シウ
ゴザリマス、此關係人ハ山ナドニハ多クアルマイト云フ様ナ御話デアッタカ
ノ様デゴザイマスケレドモ是レハドウモ將來百年ノ法律ヲ拵ヘルニ關係人ガ
ドウモアルマイト云フ様ナコトデハ甚ダ不安心ト思ヒマス、隨分山方ニハ土
ヲ取ル所ノ權利、其土ヲ持ッテ居ル所ノ權利者ノ二ツニ分レテ居リマスルコ
トハ地方ニ於テハ往々數多イコトデアリマス、斯ル場合ニ當ッテ關係者ノ權
利ハ何ヲ以テ定メルノデアリマスガ、甚ダ懸念ニ堪ヘナイ様ニ考ヘラレマス
ガ併シ御同意ガアリ、且又特別委員長諸君ノ修正モアッタ以上ハ必ズ夫レ丈ケ
ノ理由ガアッテ修正致シタト存ジマスルカラ其邊ノコトハ如何デアルカ伺ヒ
マス、

○公爵近衛篤磨君 何レ此事ハ政府委員カラ御答ヘモアリマセウシ他ノ委
員諸君カラ御答ヘモアリマセウガ、此關係人ト云フ字ハ第一議會ニ政府カラ
提出ニナッタ案ニハナカッタノデアリマス、所ガ此關係人ト云フコトハ鑛業
條例ニモアル以上ハ隨分必要デアラウト云フコトヲ私ガ述べマシタ時ニ委員
會ニ於テハ不必要デアラウト云フノデ消滅ニナッタノデアリマス、夫レデ此
度ノ原案ニ關係人ヲ削ッタト云フコトニ付テハ他ノ委員諸君ハイザ知ラズ本
員ハ隨分有ッタ方ガ宜カラウト云フ考ヲ懷イテ居リマス、併ナガラ私ハ唯委
員長ノ資格ヲ以テ委員會ノ結了ヲ報告シタノミデアリマスカラ決シテ私ハ其
理由ヲ説明スルコトハ出來マセヌ、

○平田東助君 然ラバ外ノ委員諸君カラシテ説明ヲシテ戴キタイ、
○箕作麟祥君 私ハ委員ノ一人デゴザリマスガ他ノ委員諸君ノ御考ハ如何
デアリマスカ知リマセヌガ私ノ考ヘマシタ所ヲ述ベマスレバ、此關係人ト申
スコトハ昨年即チ此砂鑛採取法案ガ政府ヨリ貴族院ニ提出ニナリマシタ第二

同ノ案ニハ第十一條ノ第三項ニ「又ハ關係人」ト云フコトガアリマシテ、其時
ニハ「又ハ關係人」ト云フテハ餘リ意味ガ廣過ギテ漠然トシテ居ルト云フノデ
削除ニナリマシタ、是レハ委員長モ御記憶ノコトト存ジマス、是レハ委員長
ハ御不同意カハ知レマセスガ政府提出案ニハ有ツテ委員會デハ削除シタニ違
ヒナイ、此度モ同様ノ趣意デ關係人ト云フトドレ程マデノ人ヲ指スヤラ甚ダ
分ラヌ、掛リ合デアレバ矢張り關係人デアルカラサウ云フモノマデモ一々承
諾ヲ得ナケレバナラヌト云フノハ中々容易ナラヌト云フノデ矢張り所有者丈
ケデ宜シイト云フノハ前回ノ委員會モ同ジ精神デアル様ニ考ヘマス、夫レカ
ラ唯今平田君カラシテ民法ノコトニ付テ御説モアリマシタガ民法ガ實施ニナ
リマシタナラバ私ナドハ尙ホ所有者バカリ書イテ宜カラウト思ヒマス、ト云
フモノハ何レ其土地ヲ質ニ取ツタトカ、或ハ其土地ノ上土ヲ取ツタトカ云フ
時ハ即チ本當ノ所有權デハアリマスマイケレドモ即チ不動產ニ對スル物上權
ヲ得ルモノデアリマス、物上權ヲ得ルモノデアリマスレバ即チ今日ハ彼ノ法
典……民法ハ未ダ實施ニナツテハ居リマセスガ民法ノ原則ニ依リマス即チ
不動產ニ對スル物上權ヲ得タモノハ、土地ヲ得タモノハ、第三者ハ何人タリ
トモ其所有權ヲ獲得スルコトニナツテ居リマスカラ唯今申ス通り所有權支分
權トカ夫レ等ノ物上權ヲ得タモノハ決シテ害ヲ蒙ル譯ハナイ、即チ所有者ト
同様ノ權利ヲ得ルコトニナルカラ所有者ト云フ一ノ主タルモノヲ舉ゲテ置キ
マスレバ一々其附屬人タルモノヲ列記シテ置クニハ及バナイ、又ハ關係人ト
スルト甚ダ漠然トシテ居ルト云フノデ削除シマシタ、他ノ委員諸君ノ御考ハ
分リマセスガ本員ノ考デハ委員ハ此趣意ヲ以テ削除シタコトト考ヘマス、
○平田東助君 少シク事ノ要領ヲマダ得ヌト存ジマス、私ガ第一御尋ネシ
マシタ所ハ土地所有者ハ承諾ヲ拒ムコトヲ得ズトゴザリマス、若シ此承諾ヲ
拒ミマシタ時ハ砂鑛ノ事業ハ出來ヌノデアリマスカラ故ニ土地所有者ガ拒ン
ダ時ハ法律ノタメニ一個人ノ自由ヲ枉ゲルコトニナルデアラウト存ジマス、
然ルニ此關係人ト云フ文字ヲ削ルト關係人ハ拒ムコトガ出來ル様ナ観ヲナシ
マスルノデアリマス、若シ之ガ拒ムコトノ權利ヲ許シマスルト云フ解釋ヲ下
シマシタナラバ所有者ヲ制限シテ一方ニ向ツテハ再ビ此採鑛ノ事業ヲ妨ゲヤ
セヌカト云フ所ノ結果ヲ生ジヤウト云フコトヲ御尋ヲシタノデアリマス、此
點ヲモウ少シ御説明ヲ願ヒタウゴザイマス、
○箕作麟祥君 唯今ノ御尋ハ御説ヲ御吐ニナルト同ジ様ニ考ヘマスカラ夫
レハ二讀會ニ御修正ニナツテ然ルベキコトト存ジマス、併シ御質問トアルカ
ラハ聊カ御答ヘヲ致シマス、唯今述ベマシタノデ大抵御答ヘハ濟ンデ居ルト
思フ、土地所有者ハ一番ノ完全ナル所有權ヲ持ツテ居ル、其者デサヘモ拒ムコ
トガ出來マセヌモノデ、然ラバ況ヤ所有權デナイ支分權若クハ其他ノ物上權

位持ツテ居ル者ノ拒ムコトノ出來ヌコトハ私ハ知レ切ツタコトト考ヘル、是
レ丈ケノ御答ヘヲ致シマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 他ニ御發言モナイト存ジマスニ依ツテ第二讀
會ニ移ルヤ否ヤノ決ヲ探ラウト存ジマス、本案第二讀會ヲ開クベシトスル諸
君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数デゴザイマス、
○男爵西五辻文仲君 本日引續キ第二讀會ヲ開カル、様動議ヲ提出致シマ
ス、

○箕作麟祥君 賛成、

○男爵渡邊清君 賛成、

○子爵稻垣太祥君 賛成、

○子爵山内豐誠君 賛成、

○宮本小一君 賛成、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 唯今西五辻男爵ヨリ直ニ本日第二讀會ヲ開ク
ベシト云フ説ニ賛成ガアリマスニ依ツテ決ヲ採リマス、即チ議事日程變更ニ
係ルノデアリマス、西五辻男爵ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数デゴザイマス、第二讀會ヲ開クコトニ
ナリマス、唯今ハ一應休憩ヲ致シマシテ午後開キマス、
午後零時四分休憩

午後一時二十分開議

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 集會及政社法改正案兩院協議會委員ニ於キマ
シテ當選ニナリマシタル議長ハ侯爵黒田長成君、副議長ハ箕作麟祥君デゴザ
イマス、砂鑛採取法案第二讀會ヲ開キマス、逐條朗讀ヲ致サセマス、

(木内書記官朗讀)

砂鑛採取法案

委員會修正

砂鑛採取法

第一條 此ノ法律ニ於テ砂鑛トハ砂金、砂錫及砂鐵ヲ謂フ

第二條 砂鑛ヲ採取セムト欲スル者ハ所轄鑛山監督署長ヲ經由シ農商務大

臣ノ許可ヲ受クヘシ

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 第一條第二條ノ決ヲ採リマス、原案ヲ可トス
ル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数デゴザリマス、

〔本内書記官朗讀〕

第三條 帝國臣民ニ非ラサレハ採取人トナリ又採取業ニ關スル組合員又ハ會社ノ株主トナルコトヲ得ス採取人未成年癡癲白痴又ハ瘡啞ナルトキハ後見人ヲ立ツヘシ

農商務省鑛山局及鑛山監督署ノ官吏ハ在職中採取人トナリ又ハ採取業ニ關スル組合員又ハ會社ノ株主若ハ役員トナルコトヲ得ス

〔本内書記官 委員會ノ修正ニハ「又」ノ次ニ「ハ」ト云フノガ這入リ「會社」ノ株主「ノ代リニ」會社員トナリ「採取人」ト云フノガ別項ニナツテ「會社」ノ株主若ハ役員ト云フモノガ「會社員」トナツテ居リマス〕ト述フ〕

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 第三條、委員ノ修正ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数デゴザリマス、

〔本内書記官朗讀〕

第四條 採取區域内ノ土地他人ノ所有ニ係ルトキハ所有者又ハ關係人ノ承諾ヲ受クヘシ

土地所有者又ハ關係人ハ自ラ採取ヲ出願スルトキノ外前項ノ承諾ヲ拒ムコトヲ得ス但承諾ヲ與フルトキハ相當ノ砂鑛採取料ヲ要求スルコトヲ得〔本内書記官 委員ノ修正ニハ「又ハ關係人」ト云フノガ拔ケテ居リマス〕ト述フ〕

〔子爵谷干城君演壇ニ登ル〕

○子爵谷干城君 本條ニ付キマシテ短簡ニ意見ヲ述ベマシテ諸君ノ御賛成ヲ得タイト存ジマス、此委員ノ修正削除ニナリマシタル所ノ「又ハ關係人」此五字デゴザリマスルガ之ヲドウモ修正シマシテハ……削ツテハ甚ダ宜クナイト考ヘマス、故ニ原案ノ如ク存スルコトニ御賛成ニナラムコトヲ希望致シマス、仔細ハ本邦ノ習慣ニ於キマシテハ土地ノ所有者所謂法律上ノ所有者ノ外ニ永小作人又ハ年限小作人ト云フ者ガアツテ五十年百年ト斯ウ云フ様ニ年限ヲ極メテ借ツテ居ルモノデゴザリマスルシ又無年限デ今申ス通り永小作人モアル、是レ等ノ人ハ土地ノ賣買上ニ於キマシテハ表面上ハ地主ナル一人ト一人トノ賣買デアリマスケレドモ裏面カラ見マスルト實ハ二様ニナツテ居ル、實際是レマデノ例デ言ヘバ即チ地券所有者是レハ表向キノ人間デ即チアリマスガ其裏ニ永小作人ト云フ者ハ即チ裏面デ矢張り互ニ結約シテ賣買ヲシテ居

ル、是レハ固ヨリ土地所有者ノ表向キノ所有者ニ於テ承知シテ居ルモノデアリマス、デス様ナ場合ニ於キマシテハ時宜ニ依ツテハ土地所有者ヨリモ寧ロ永小作人ニ權ノアルコトガアリマス、本員ナドノ郷里ニ於キマシテハ最モ此習慣ガ行ハレテ居ツテ永小作附ノ地ト永小作ノ附カザル地ト比較シマシテ永小作ノ地ガ存外ニ都合ノ宜イ場合モアリマス、是レ等ニアツテハ矢張り法律上ドウシテモ裁判ノ上ニ於キマシテモ猥ニ永小作人ヲ束縛スルコトハ出來ナイ、此種類ノ者ハ即チ此本條ニアリマスル通り土地ノ關係ノ人間デ其關係中デモ最モ大ナルモノト考ヘマス、夫レガ苦情ヲ言フトキニハ如何ニ土地ノ所有者ト雖モ之ヲ決行スルコトハ出來ナイ、寧ロ場合ニ依ツテハ今申ス通り真正ノ所有者ヨリハ借ツテ物ヲ植附ケテ居ル……年限ヲ以テ借ツテ植附ケテ居ル者モ或ハ永小作人ト云フモノヨリ權力ノ強イ場合ガアリマス、サウ云フ譯デアリマスカラ此「又ハ關係人」ノ承諾ヲ受クヘシ其他次ノ項ノ土地所有者「又ハ關係人」ト云フ種類ニ於キマシテハドウシテモ必要ナ文字ト本員ナドハ認メマス、殊ニ此鑛業條例ノ方ニモ矢張り土地所有者又ハ關係人ト云フ字ガアルサウデゴザリマスカラシテ益、以テ此文字ノ削ルベカラザルコトハ明ナリト存ジマス、是非トモ此修正案ニハ御反對デ原案ニ御賛成ニナルコトヲ希望致シマス、サウシテ置キマセムト他日大變ニ困難ヲ起スコト存ジマス、此「又ハ關係人」ト云フ字ハ外ニ二三箇所モゴザリマスガ若シ本條ガ原案ノ通りニナリマシテ修正案ガ潰レマスレバ隨ツテ其結果トシテ他ノ條モ改正ニナルコトト御承知デドウゾ原案ノ通りニ可決セラレマスコトヲ希望致シマス、

○侯爵醍醐忠順君 谷子爵ノ御意見ハ至極至當ト同感デゴザリマス、贊成致シマス、

○小畑美稻君 谷子爵ノ原案ニ復スルト云フ說ニ贊成致シマス、是レハ谷君モ云ハレマス通り鑛業條例ニモアリドウシテモ是レガナケレバナラヌト考ヘマス、ドウモ土地ノ關係ト云フモノハ借地人トカ小作人トカ云フモノハ又民法ガ行ハレマスレバ占有者ト云フ者ノ外ニ先刻平田君ノ質問ニ答答ガ答ヘラレマシタガ其關係人ト云フモノハ實際ナクアラウトモ思ハレマセヌ、此民法ガ行ハレマシテ占有者ト云フコトニナルト所有者ハ虛有者トナツテ占有者ガ利害ノ關係ヲ受クルモノデアリマス、サウ云フ場合デアツテ果シテ占有者ト云フモノガ採取ヲシヤウト思ツテモ所有者ガ許サナケレバ一向拒ムコトガ出來マセヌ、又所有者ガ之ヲ許セバ其利害ニ關係スルモノハ採取料ヲ要求スルコトモ出來ナイコトニナツテハ甚ダ不都合デアリマスカラ即チ谷君ニ贊成致シマス、

○男爵樺取素彦君 本員モ谷子爵ノ說ヲ贊成致シマス、即チ唯今モ鑛業條例ノ四十七條ヨリ四十八條四十九條五十條マデ皆ナ同文デアリマス、即チ然

ルベキコトト思ヒマス、此所ニ限ッテ關係人ト云フコトヲ削ルノハ不利益ト
思ヒマスカラ谷子爵ニ賛成致シマス、

○子爵林友幸君 谷君ニ賛成、

○男爵小松行正君 谷君ヲ賛成、

○子爵岡部長職君 本員モ谷子爵ニ賛成、

○小原重哉君 本員モ谷子爵ニ賛成致シマスガ本員ガ嘗テ見聞致シテ居ル
コトヲ舉ゲテ一言述べマスガ、秋ニナリマスト茸ノ生ヘル山ナドハ疎ラニ生

ヘタ林ナドニ三年五年ト前金渡シテ其生ヘルモノヲ買取ッテ置クナドト云フ
コトガ中國アタリニアル例デゴザリマス、其様ナ所ノ疎ラ林ニ砂礫ノ出ル所
ガ多々アルノデゴザリマス、其様ナ所ニハ此原案ガ削除ニナリマシテハ大イ
ニ不都合ト思ヒマス、故ニ賛成致シマス、

○長谷川貞雄君 私モ此四條ニ付キマテシハ原案賛成デアリマス、其譯ヲ
簡單ニ述べマス、一體此土地所有者又ハ關係人ト云フ此關係人ト云フコトハ

隨分關係ニハ輕重ガアリマセウ、併ナガラ此質取人ナドト云フモノハ最モ重
イ關係ヲ有シテ居ルモノト考ヘマス、其他隨分此僻陋ノ地ニ於キマシテハ或
ハ一個人ノ所有デナクシテ例ヘバ村持トカ何トカ云フ様ナ所有者ノナイ地面
ガ隨分アラウト考ヘマス、是レハ官有地デモナイ一個人ノ所有地デモナイト
云フ様ナ場合ガ隨分アラウト思ヒマス、サウ云フ節ニハドウシテモ關係人ト
云フ様ナコトガ舉ゲテナクテハ忽チ差間ヲ生ジマス、加之第十四條二項ヲ諸
君御覽ヲ願ヒマス、第十四條ノ二項ニ其質入トナリタル土地ニ對スル借地料
ハ質取主ニ於テ之ヲ受領スルモノトス」ト云フコトガゴザリマス、シテ見ル
ト質取主ト云フモノハ大變ナ權力ヲ分タレテ居ルモノト考ヘマス、或ハ實際
ニ於キマシテハ質取期限中ハ租税ノ如キモノヲ或ハ質取主カラ上納スルコト
デアラウカト想像致スノデアリマス、故ニ所有者ニ拘ラズ其貸地ニ對シテハ
借地料ヲ直ニ受領スル位ノ權利ヲ持ッテ居ル、シテ見レバ隨分此質取主ト云
フモノハ第二ノ所有者ト云フモノ可ナリ、隨分關係ノ重イモノト考ヘマス、故
ニドウシテモ是レハ關係人ト云フコトガ省ケマシタナラバ隨分差間ノ多イコ
トト考ヘマス、夫レ故ニドモ原案ヲ賛成致シマス、

○子爵堀田正養君 谷君ノ說ニ賛成致シマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 決ヲ採リマス、第四條、委員ノ修正ヲ可トス
ル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 少數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 少數デゴザリマス、……原案ヲ可トスル諸君
ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 少數デゴザリマス、……原案ヲ可トスル諸君
ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 少數デゴザリマス、……原案ヲ可トスル諸君
ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 少數デゴザリマス、……原案ヲ可トスル諸君
ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 少數デゴザリマス、……原案ヲ可トスル諸君
ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数デゴザリマス、

第五條 採取ノ事業公益ヲ害スト認ムルトキハ農商務大臣ハ其ノ出願ヲ許
シ

可セス但危害ノ豫防ニ關シ必要ノ條件ヲ附シ出願ヲ許可スルコトアルヘ
シ

〔木内書記官朗讀〕

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 第五條、委員ノ修正ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ
請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数デゴザリマス、

第六條 採取ノ事業公益ニ害アルトキハ農商務大臣ハ既ニ與ヘタル許可ヲ
取消スコトヲ得

第七條 採取業上ニ危險ノ虞アリ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ所轄鑛山
監督署長ハ採取人ニ其ノ豫防ヲ命シ又ハ採取業ヲ停止スヘシ

所轄鑛山監督署長ニ於テ採取業ヲ停止セントスルトキハ其ノ猶豫シ難キ
場合ヲ除クノ外ハ農商務大臣ノ許可ヲ經ヘシ

採取業ヲ停止シタル後其ノ事故止ミタルトキハ所轄鑛山監督署長ハ其ノ
停止ヲ解クヘシ

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 第六條第七條、原案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ
請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数デゴザリマス、

第八條 採取人第五條ニ依リ附セラレタル條件ヲ履行セス又ハ前條ニ依リ
命セラレタル豫防ヲ怠ルトキハ農商務大臣ハ既ニ與ヘタル許可ヲ取消ス
コトヲ得

〔木内書記官朗讀〕

第九條 採取人正當ノ理由ナクシテ一箇年以上休業シ又ハ採取ノ許可ヲ受
ケタル日ヨリ一箇年以内ニ採取ニ著手セサルトキハ農商務大臣ハ其ノ許可
ヲ取消スコトヲ得

〔木内書記官朗讀〕

第十條 詐偽又ハ錯誤ニ由リ採取ノ許可ヲ得タルコトヲ發見シタルトキハ

〔木内書記官朗讀〕

〔木内書記官朗讀〕

〔木内書記官朗讀〕

〔木内書記官朗讀〕

〔木内書記官朗讀〕

〔木内書記官朗讀〕

〔木内書記官朗讀〕

〔木内書記官朗讀〕

〔木内書記官朗讀〕

〔木内書記官朗讀〕

〔木内書記官朗讀〕

〔木内書記官朗讀〕

〔木内書記官朗讀〕

〔木内書記官朗讀〕

〔木内書記官朗讀〕

〔木内書記官朗讀〕

〔木内書記官朗讀〕

〔木内書記官朗讀〕

農商務大臣ハ其ノ許可ヲ取消スヘシ

若其ノ許可ニ付利害ノ關係ヲ有スル者ニ於テ之ヲ發見シタルトキハ許可ノ日ヨリ三十日以内ニ其ノ許可ヲ取消スル農商務大臣ニ請求スルコトヲ得

〔木内書記官 委員ノ修正ハ別項ガ前項ニ一處ニナッテ居リマス〕ト述フ

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 第八條第九條第十條、委員ノ修正ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

過半数デゴザリマス、

〔木内書記官朗讀〕

第十一條 第六條第八條第九條及第十條ノ處分ニ不服アルトキハ其ノ處分ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

〔木内書記官 委員ノ修正ニハ「處分」ト云フ字ガ「達」ト改リマシタト述フ〕

〔馬屋原彰君演壇ニ登ル〕

○馬屋原彰君 諸君、私ハ此十一條ノ場合ニ於キマシテ一ノ動議ヲ提出シヤウト云フ見込ガザリマス、然ルニ此動議ハ即チ一ノ修正説デアリマスカラ即チ本來ハ定規ノ賛成者ヲ得テ其修正案ヲ議長ノ御手許マデ出シテ其上デ尙ホ理由ヲ述ベテ滿堂諸君ノ賛成ヲ請フ積リデアリマシタガ實ハ此議案ハ昨夕受取りマシテ直ニ今日議事ニナッテ次第デアリマシテ何分其手續ヲ致ス暇ガナカッタデアリマス、デ已ムヲ得ズ今此所デ御賛成ガアッタ御賛成ヲ願ヒマシテドウゾ此動議ノ成立ツ様ニ致シタイト存ジマス譯デゴザイマス、抑、此十一條ノ中ニ就キマシテ一ノ動議ト致シマス所ノモノハ三十日即チ此「三十日以内」ト云フコトガアリマシテ是レハ即チ其處分ニ不服アル者ガ出訴ヲ致シマス所ノ出訴期限デアアルデアリマス此三十日ト云フ期限ガドウモ餘リ短過ギル様ニ考ヘマス、夫レデ之ヲ先ヅ倍ニシマシテ六十日ニ致シタイト云フ意見デアリマス、ソコデ此第十一條ヲ其意味ヲ以チマシテ多少文字ヲ修正削除ヲ致サニナリマセヌデスガ即チ此「第六條第八條第九條及第十條ノ處分ニ不服アルトキハ」云々トアリマス「不服アルトキハ」トアル其「トキ」ト云フ字ヲ「者」ノ字ノ所謂モノト云フ字ニ之ヲ改メマシテサウシテ「不服アル者ハ」ト斯ウ致シマシテ、サウシテ「其ノ達ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ」ト云フ此十六字ト云フモノヲ總テ削リマシテ、サウシテ其ノ末尾ノ「行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得」ト云フ丈ケヲ殘シテ置キマスルノデ、詰マリ左様致シマスルトモウ一應爰デ讀ンデ見マスルト「第六條第八條第九條及第十條ノ處分ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得」ト斯ウ云フコトニ致スノデアリマス、ト申シマスルモノハ此三十日ト云フ即チ期限ヲ除クノ精神デ、而シテ之ニ代フルニ六十日ニシタイト云フ精神デアアルノデアリマスガ之ヲ削リ去ルト云フ譯ト申シマスルモノハ此出訴期限ノコトハ是レハ總テ行政裁判法ノ第二十二條ニ即チ行政訴訟ハ行政廳ノ處分書若クハ裁決書又ハ告知ヲ受ケタル日ヨリ六十日以内ニ提起スヘシト云フ即チ一定ノ既ニ原則ガアルノデアリマス、夫レデ本員ノ希望致シマスル所ノ六十日ト云フコトニナリマスレバ詰マリ此十一條デハ之ヲ默シテ置キマシテ單ニ「不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得」ト云フコトニシテ置キマスレバ即チ其出訴期限ハト云フト行政裁判法ノ原則ニ依ッテ六十日ト云フコトハモウ言ハズシテ是レハ知レルノデアリマシテ即チ是等ノ文法ハ諸君御承知ノ通り町村制ヲ初トシ其他行政裁判ニ關係シタ列記ノ法文ニハモウ一定ノ文法トナッテ居ルノデ、本員モ夫レニ倣ッテ唯今ノ削除スル修正ヲ出シタノデアリマス、全體極簡單ナ問題デアリマスルケレドモガ少シク理由ヲ申述ベテ置キマスルデゴザイマスルガ、其六十日ニ致シタイト申シマスルモノハ前申シマシタル通り行政訴訟ハ先ヅ極已ムヲ得ズ事件又場合ニ限ッテハソリ取除モ或ハ必要カモ知レマセヌガ概シテ先ヅ六十日ト云フモノガモウ既ニ一定ノ原則トナッテ居ル以上ト云フモノハ此砂鑛採取法ニ限ッテ其期限ヲ三十日ニ縮少シテサウシテ彼ノ裁判法ノ一定ノ原則カラ取除ケタモノニスルト云フコトハドウモ穩當ヲ缺ク様ニ存ジマスルデアリマス、尤モ最初ヨリ此砂鑛採取法ノ如キハ政府ノ原案デモウ既ニ三十日トナッテ居リ、又今回特別委員ニ於キマシテ段々修正ニモナッテ他ノ條項モアリマスルガ矢張り此出訴期限ノコトハ政府原案ノ通りニ據置カレタト申シマスルモノハ察スルニ別ニ深イ御趣意ハナカラウカト存ジマスルノデ、夫レデ本員モ實ハ色々此邊ハ考ヘマシテ或ハ政府委員ニ説明ヲ煩ハサウトモ思ヒマシテゴザイマスルケレドモガ詰マリ外ニ深イ御趣意ハアルマイ、唯諸君モ御案内ノ通りデゴザイマセウガ此鑛業條例ノ中ノ確カ十九條三十四條ト云フ條デアリマシタガ之ニ三十日ト云フコトニナッテ居ルデアラウト思ヒマスガ蓋シ之ニ基カレタモノデアラウト思ハレルノデゴザイマス、デ此外別ニ理由ガアリ又目安ガアッテ由ッテ以テ此法案ノ十一條ノ出訴期限ヲ三十日ニセネバナラスト云フ程ノコトハアルマイカト考ヘラレマスルデゴザイマス、然ルニ鑛業條例ノ十九條三十四條等ニアリマスル即チ三十日ト云フ期限ハ既ニ是レハ行政裁判法ナリ又其他ノ關係ノアル法律ト云フモノノ上カラ權衡ヲ取ッテ見マスルト云フト何レ是レハ他日改正セラレネバナラスモノデヤト位ニ實ハ思フノデアリマス、夫レデ今カラ新ニ出來マスル所ノ法律ノ實ハ手本トハ成リ難ナイモノデアラウト考ヘマスルノデアリマス、尙ホ此三十日ノ期限ノ最モ不都合ナル所ノ一例ヲ舉

ゲテ申マシマスレバ諸君モ御承知ノ通り明治二十三年ノ法律第六號ト云フモノニ於キマシテ第一ヨリ第五マデ列記シテアル所ノ行政訴訟ヲ許ス事件ノ中ニ營業免許ノ許否ト云フコトガ第三項ニ「營業免許ノ許否ニ關スル事件」ト斯ウ云フ一項ガアリマスルデ、其出訴期限ト云フモノハ如何ト申シマスルニ即チ「營業免許ノ許否ニ關スル事件」ト云フ其事件ニ關スル所ノ出訴期限ハ即チ六十日デアリマスルデゴザイマス、夫レデ此砂鑛採取業モ一ノ營業ニハ違ヒナイ、デ其採取ノ營業願ノ許可ヲ取消ス等ノ場合ハ如何ト尋ネマスルニ即チ右申シマスル所ノ法律第六號ノ營業免許ノ許否ニ關スル事件ト云フモノト同性質ノモノデアリマシテ少シモ此間ニ異動ヲ生ズベキモノデナイ、果シテ然ラバ既ニ百六號ノ營業免許ノ許否ニ關スル事件ト云フ場合ハ六十日間トゴザイマス、此砂鑛採取法案ノミニ限ッテ之ヲ三十日ニスルト云フコトノ不都合ナルコトハ更ニ多言ヲ要セズシテ明ナル譯デアルト存ジマスデゴザイマス、殊ニ又終ニ一言ヲ附シマスルノ必要ガアラウト思ヒマスルガ此砂鑛採取業ハ遠隔ノ地方多クハ山間僻地ニ於テ從事スル事業デアリマスルカラシテ營業者保護ノタメニハ出來得ベキ丈ケノ時間ト云フモノハ所謂出訴ノ期限ト云フモノハ成ル丈ケ寛ク與ヘテヤラネバナラスト云フコトハ蓋シ立法者ノ大イニ注意スベキ所デアラウト考ヘルデゴザイマス、夫レデ右等ノ考ヲ以チマシテ即チ此動議ヲ提出致シマシタ譯デアリマスカラ何卒諸君ニ於キマシテモ御賛成ヲ下サレ此動議ノ成立ツコトヲ切ニ冀望スル所デアリマス、

○男爵渡邊清君　チヨット馬屋原君ニ承リタイ、此十一條ノ三十日以内ト云フコトヲ除ケテ仕舞フテ此砂鑛採取者ニ限ッテ無期限ノ訴權ヲ與ヘルト云フコトデアリマスガ……

○馬屋原彰君　成程、夫レハ甚ダ私ガ述べ様ガ畢竟不備ナタメニカサウ云フ御解釋ニナッタカハ知リマセスガ、全ク本員ノ考ハ決シテ其無期限ニスルノデハナイノデ、是レハ先刻モ申シマシタ通り之ヲ差除イテ置ケバモウ直ニ其行政裁判法ニ其モウ一定ノ六十日ト云フ其一ツ出訴期限ノ規程ガアルノデゴザイマス、夫レデ是レハ默シテ置イテモ直グ出訴期限ノコトハ問ハズトモ六十日ト云フコトニナルノデアリマスカラ之ヲ掲グズニ之ヲ止メルノデアリマス、夫レデ御分リニナリマシタデゴザイマセウ、

○松本鼎君　馬屋原君ニ一言御質問ヲ致シマス、唯今ノハ御尤ナル議論、付キマシテハ此事ガ成立ッテ決議ニナリマシタ以上ハ此砂鑛採取法ト云フモノハ鑛業條例ト相伴フベキモノデアアルカラ直ニ鑛業條例ノ改正案デモ御差出シニナル御見込デアリマスカ、此事ヲ一言御尋ヲ致シマス、

○馬屋原彰君　自ラ別ノ御問ノ様ニゴザイマス、此案ニ直ニ關係ノ無いコトデゴザイマスカラ今此所デ別ニ御答ヘハ致シマスマイ、

○松本鼎君　夫レデ宜シウゴザイマス、
○侯爵醍醐忠順君　唯今ノ修正説ニ賛成ヲ致シマス、

○松本鼎君　本員モ賛成致シマス、

○松岡康毅君　馬屋原君ニ賛成ヲ致シマス、

○平田東助君　馬屋原君ニ賛成ヲ致シマス、

○男爵西五辻文仲君　馬屋原君ニ賛成致シマス、

○小原重哉君　馬屋原君ニ賛成ヲ致シマス、

○小畑美稻君　念ノタメニ政府委員ニ質問ヲ致シタウゴザイマス、本員ハ行政裁判法ハ記憶致シテ居リマセスガ、唯今馬屋原君ノ御演説ニハ行政裁判法ニ總シテ行政裁判ハ行政廳ノ處分又ハ裁決ノ達ヲ受ケタル日ヨリ六十日以内ニ出訴セヨト云フコトガアルト云フコトデ、夫レハ夫レニ違ヒナイト存ジマスガ何カ是レガ行政裁判法ノ規定ニモ違フテ早ク訴ヘサセヌラスト云フ理由ガ有ッテ三十日トシタノデアリマスカ、又馬屋原君ノ言ハレタ通り鑛業條例ガ行政裁判法ノ發布以前ニ發布ニナッタモノデアアルカラ、其鑛業條例ニ倣フテ三十日トシタモノデアアルカ一應念ノタメニ伺ヒマス、

○政府委員(和田維四郎君)　御尋デゴザイマスガ、行政裁判法ノ規定ガアルニモ拘ラズ此所ニ日限ヲ短クシタノハ相當ノ理由ガ有ッテ短クシタノデアリマス、其事柄ハ此條ヲ御覽ニナレバ分リマスガ第六條第八條ノ如キハ皆公益ヲ害スル場合ニ取消シタ事件デゴザイマス、夫レデ採取ノ事業ガ公益ヲ害スルトカ若クハ其豫防ヲシナイタメニ取消スノデゴザイマスカラ多クハ唯取消シタバカリデハ濟マナイ、其後トニ公益ヲ害シナイ丈ケノ防ギヲ夫レ附ケナケレバナリマセスノデアリマス、然ルニ此訴訟期限ガ有リマスト或ハ其處分ガ又取消サル、カモ知レマセスカラ十分ニ豫防ニ著手スルコトガ出來ナイノデゴザイマス、夫レ等ノコトガゴザイマスカラサウ云フ場合ニハ成ル丈ケ其處分ノ早ク確定スルコトガ一般ノ利益ダラウト存ジマス、然ルニ第六條第八條ナドノ場合ニ於キマシテハ最モ此處分ノ早ク確定スルコト云フコトガ必要デアルト云フ所カラ日限ヲ短クシタノデゴザイマス、第九條ニ付キマシテハ成程行政裁判法ニ從ヒマシテモ或ハ差間ガ無イカモ知レマセス、又第十條ノ如キモ多クハ創業ノ場合デゴザイマスカラ此處分ガ確定シナケレバ十分ノ資本ヲ入レテ仕事スルコトナドニ甚ダ困難ト考ヘマシタカラ矢張り是レモ三十日ト云フ短縮シタ期限ノ中ニ入レタノデゴザイマス、夫レデ宜シウゴザイマスカ、

○箕作麟祥君　唯今馬屋原君カラ修正ノ動議ガ出マシテ續々賛成者モアッタ様デゴザイマスガ、此出訴期限ノ如キハ既ニ政府ヨリ以前提出ノ時分ニモ委員會ニ於テモ其話ガ有ッテ當議場モ矢張り三十日デ經過シテ極ッタノデ、

然ルニ此度モ三十日ト云フコトヲ政府カラモ極メテ出サレテ委員會デモ夫レ
デ宜シイ前モ是レト同様デ經過シタモノデアルカラ別段ニ修正スルコトハ入
ラナイト云フノデ原案ノ儘デ置キマシタ、成程是レハ六十日ニシテモ惡ルイ
ト云フコトハゴザイマス、日限ノコトデゴザイマスカラ夫レハ延バシテ
モ宜シウゴザイマセウガ、委員會ニ於テハ以前モ此度モ三十日ニシテ置キマ
シタノハ鑛業條例ガ三十日デゴザイマシテ詰マリ鑛業條例ニ伴ッタ法律デゴ
ザイマスカラ鑛業條例ガ修正ニナレバ是レモ修正スルガ宜シイガ鑛業條例ノ
修正ニナルト云フコトハ未必ノコトデアアル、又強チ修正スルニモ及ビマス、
ニモ及ブマイ、是レ丈ケノ理由ガ有ルノデ、夫レカラ又此行政裁判法ノ六十
日ト云フノガ原則デアリマセウガ馬屋原君ハ市町村制モサウダト言ハレタ様
ニ聽取リマシタガ市町村制ニハ二十一日ト云フ三十日ヨリ短イ期限ガ定メテ
アル、夫レハ私ガ聽達ヒデアリマシタカ知レマセウガ……

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 箕作君ニ申シマスガマダ問題ニナッテハ居ラ
スノデスガ……

○箕作麟祥君 ハイ宜シウゴザイマス、チヨット諸君ニ委員會ノ說ヲ申上
ゲル丈ケノコトデ、夫レカラ猶豫ヲ與ヘルガ宜イト申スコトデアリマスガ是
レハ三十日內ト申シテモ其間ニマダ當リ前ノ訴訟上ノ里數ノ猶豫ヲ加ヘマス
レバ即チ八里毎ニ一日ヲ増スト云フコトガアリマスカラ三十日ノ上ニ例ヘバ
鹿兒島トカ云フ様ナ遠イ地方ナラバ八里毎ニ一日ヲ増シマスカラ隨分立派ナ
猶豫ガゴザイマスカラ、三十日ノ上ニマダ日ガアルカラ窮屈デハアリマス、
イ、モット夫レヲ延バシタラ宜シウゴザイマセウガサウ延バス必要ハアルマ
イ、格別反對スルト云フ丈ケノコトモアリマセウガ唯鑛業條例ガアルノニ其
附屬ノ法律ヲ改メルニモ及ブマイ、前會モ是レデ濟ンダカラ宜シカラウト云
フノデ委員會デハ……

○子爵岡部長職君 本員ハ馬屋原君ニ賛成シマス、

○安場保和君 馬屋原君ノ動議ニ賛成、

○子爵小笠原壽長君 本員モ賛成、

○子爵堀田正養君 馬屋原君ノ說ニ賛成ヲ致シマス、

○男爵堀取素彦君 馬屋原君ニ賛成、

○男爵小松行正君 本員ハ唯今ノ馬屋原君カラノ修正說ニハ政府委員並ニ
特別委員長ノ辯明ニ依リマスレバ強チニ之ヲ修正セズトモ宜カラウト思ヒマ
ス、故ニ特別委員長ノ言ハレタ通り原案ノ儘ニ……

○長谷川貞雄君 馬屋原君ニ賛成、

○西村亮吉君 賛成、

○南郷茂光君 賛成、

○堀眞五郎君 賛成シマス、

○侯爵中御門經明君 馬屋原君ニ賛成致シマス、

○南郷茂光君 唯今私ノ賛成シマシタトキニ安藤君ト御呼ビニナッタ様ニ
聽キマシタガ聽達ヒカ知リマセウガ……

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 南郷君ト申シマシタ、

○南郷茂光君 ア、左様デゴザイマス、

○子爵谷干城君 馬屋原君ニ賛成致シマス、

○子爵鳥居忠文君 馬屋原君ニ賛成、

○子爵柳澤光邦君 馬屋原君ニ賛成、

○瀧口吉良君 賛成致シマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 馬屋原君ノ修正說ハ定規ノ賛成ガゴザイマ
ス、直ニ決ヲ採リマス、馬屋原君ノ修正ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 少數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 少數デゴザイマス、委員ノ修正ヲ可トスル諸
君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数デゴザイマス、

〔木内書記官朗讀〕

第十二條 採取許可取消ノ處分ヲ受ケタル採取人ハ同一區域ニ付一箇年間
採取ノ出願ヲ爲スコトヲ得ス

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 第十二條、原案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒ
マス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数デゴザイマス、

〔木内書記官朗讀〕

第十三條 左ノ場合ニ於テ採取人他人ノ土地ヲ使用スルコトヲ必要トシ其
ノ貸渡ヲ請求シタルトキハ其ノ土地所有者又ハ關係人ハ之ヲ拒ムコトヲ
得ス

一 洗鑛ノ爲

一 製鍊所建設ノ爲

一 洗滌用水路及溜池開設ノ爲

〔木内書記官 委員ノ修正ハ「又ハ關係人」ヲ脱シテアリマス」ト述
フ〕

〔木内書記官朗讀〕

第十四條 採取人ハ使用スル土地ニ對シ其ノ土地所有者ニ相當ノ借地料ヲ仕拂フヘシ

其質入トナリタル土地ニ對スル借地料ハ質取主ニ於テ之ヲ受領スルモノトス

土地使用ニ依リ貸渡人又ハ關係人ニ損害ヲ加フルトキハ採取人ハ之ニ對シ相當ノ賠償ヲ爲スヘシ

〔本内書記官〕委員ノ修正ニハ『又ハ關係人』ヲ脱シテアリマス』ト述フ

○長谷川貞雄君 此十三條十四條ニ於キマシテモ又ハ關係人ノ文字ハ矢張り政府案ニ賛成致シマスルノデゴザイマス、即チ政府原案ニ復スルノデゴザイマス、序ニ政府委員ニ念ノタメニ御尋ヲ致シタイコトガゴザイマス、第十三條ノ末ヨリ……第十三條左ノ場合ニハ是レ是レノ貸渡ヲ拒ムコトヲ得ズト云フ趣意デゴザイマス、其中ニ一洗鑛ノ爲、一製鍊所建設ノ爲、一洗滌用水路及溜池開設ノ爲、斯ウ云フ三ツ舉テ居リマスルガ此三箇條デ斯ウ云フ場合ニ土地ヲ借入レルト云フコトヲ盡シテ居リマスルカト云フ疑デゴザイマスルガ、或ハ此外ニ最早斯ウ云フ土地ヲ要スル箇條ハアリマセスカ、例ヘバ本員ノ考ヘマスル所デハ製鍊所建設トアリマスルガ是レガ大キナ意味デアレバ宜シウゴザイマスガ單ニ製鍊所建設トアレバ或ハ此外ニ番人ノ住居スル家モ入ル、或ハ倉庫物置等モ要スル様ナコトモアラウト思ヒマス、又其次ノ水路等ノタメニハ或ハ運搬ノ道路モ必要デアル、サウ云フ場合ニハ運搬道路ノタメニモ矢張り斯ウ云フ借地ヲ要スル様ナコトガ出來ハシマイカト思フノデアリマスガ、サウ云フコトハ最早此外ニハアリマセスカ、若シ有レバドノ箇條ニ籠リマスルカト云フコトヲ伺ヒタイ、

○政府委員(和田維四郎君) 唯今ノ御尋デゴザイマスルガ運搬ノ道路ハ此中ニハ含ンデ居リマセス、洗鑛ノ爲ト申シマスルノト製鍊所建設ノ爲ト申シマスル中ニハ附屬ノ家屋ハ無論含ンデ居ル積リデゴザイマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 第十三條第十四條、委員ノ修正ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 少數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 少數デゴザイマス、原案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数デゴザイマス、

〔本内書記官朗讀〕

第十五條 採取人借地料ノ仕拂ヲ延滞シタルトキハ土地所有者ハ其ノ土地

ヲ取戻スコトヲ得

第十六條 第十三條ノ場合ニ於テ採取人五箇年以上土地ヲ使用スルトキハ其ノ土地所有者ハ土地ノ買取ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ採取人ハ其ノ買取ヲ拒ムコトヲ得ス

第十七條 採取人ノ請求ニ依リ土地ヲ分割シテ賣渡シ又ハ貸渡シタルカ爲殘地ノ利用ヲ害スルトキハ土地所有者ハ採取人ニ對シ其ノ土地全部ノ買取若ハ借受ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ採取人ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

○子爵谷干城君 爰ハ少シ此決ヲ御採リニナリマスルトキニ御注意ヲ願ヒタイト思ヒマスル、此又ハ關係人ト云フコトガ段々アリマスルガ、最初本員ガ修正說ヲ述ベテ置キマシタ節ニ此以下ノ關係人ト云フノハ皆削除ニナルコトニ御同意ニナッタト心得テ居リマスルガ、其通リデ宜シウゴザイマセウカ、サウゴザイマセスト茲ノ所ニ於テハ少シ……第十五條第十六條第十七條ニハ關係人ト云フ字ハチットモゴザイマセス、

○子爵谷干城君 第十八條ニ……

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 第十八條ハマダ讀ミハ致シマセス、……第十五條第十六條第十七條、原案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数デゴザイマス、

〔本内書記官朗讀〕

第十八條 土地所有者又ハ關係人ト採取人トノ間ニ於テ土地貸渡、採取料、借地料損害賠償金又ハ土地賣買代價ニ付協議調ハサルトキハ所轄鑛山監督署長ニ其ノ判定ヲ請求スルコトヲ得

所轄鑛山監督署長ノ判定ニ不服アルトキハ其ノ判定ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ農商務大臣ニ其ノ裁定ヲ請求シ採取料、借地料損害賠償金若ハ土地賣買代金ニ就テハ裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項農商務大臣ノ裁定ニ對シテハ他ニ出訴スルコトヲ得ス

〔本内書記官〕委員ノ修正ハ『又ハ關係人』ヲ脱シ夫レカラ『三十日以内ニ』次ニ『土地貸渡ニ就テハ』ト云フノガ這入ッテ居リマス』ト述フ

〔本内書記官朗讀〕

第十九條 所轄鑛山監督署長ノ判定又ハ農商務大臣ノ裁定請求ノ爲ニ要スル費用ハ民事訴訟費用ノ例ニ依リ負擔スヘキモノトス

第二十條 採取人ハ土地所有者又ハ關係人ニ於テ所轄鑛山監督署長ノ判定

シタル採取料、借地料損害賠償金又ハ土地賣買代金ニ不服アルモ其金額ヲ土地所有者又ハ關係人ニ渡シ若之ヲ受ケサルトキハ其ノ金額ヲ供託所ニ預置キ土地ヲ使用スルコトヲ得

○細川潤次郎君 至ッテ輕微ナコトデゴザースルガ、チヨット心附キマシタノデゴザース、先刻筈作君ハ隣席ノコト故ニチヨット注意ヲ致シテ置キマシタガ、同氏ハ退席ヲ致サレタ様デゴザースカラ矢張り本員カラ申シマス、是レハ修正説ト申ス程ナコトデハナイカモ知レマセヌケレドモ此法案ニハ一字タリトモ矢張り委員ニ於テ修正ヲ致サレアルコトデゴザースルカラ其例ニ依リマスルト矢張り修正説トモ申サチバナラスコトカト思ヒマス、即チ第十八條ノ第一項ニ「借地料損害賠償金又ハ土地賣買代金ニ付」茲ハ價ト云フ字ガ用ヒテゴザーステ、夫レカラ第二項ニナリマスルト云フト「借地料損害賠償金若ハ土地賣買代金ニ就テハ」ト云フ所ハ金トナッテ居リマス、夫レカラ又第二十條ニナリマスルト云フト「採取料借地料損害賠償金又ハ土地賣買代金ニ」ト金ニナッテ居リマス、是レハ本員ガ一番最初ニ此案ヲ受領致シマシタ折ニチヨット私ハ印ヲ附ケテ置キマシタコトデゴザース、是レハ數回委員ノ手ニ渡リマシタケレドモ遂ニ茲ハ見落シニナッテ居ルカト存ジマス、ドチラカ矢張り揃ヘタ方ガ宜シカラウト思ヒマス、ドチラデモ宜シイノデハゴザースガ第十八條ノ第一項ノ賣買代價トアル所ヲ代金ト致シタナラバ夫レデ宜シウゴザース、是レハ各位ニ於キマシテ別段ニ御異論モゴザースヌ様デゴザースレバ別段表決ニ付セラル、程ノコトデモゴザースヌガ、若シ修正説トシテ出スガ宜イ様ナレバ矢張り已ムヲ得ズ定規ノ賛成ヲ得テ其通りニナラムコトヲ望ミマス、是レハ兎モ角モ議長ノ御取計次第宜シト思ヒマス、

○政府委員(和田維四郎君) 唯今ノ土地賣買代金ト代價トアッテ不同ニナッテ居リマス、ハ全ク是レハ誤デゴザイマス、第十八條ノ第二行目ノ代價ハ代金ノ誤デ、價トアルノハ金ノ間違デゴザイマス、第廿八條ノ第二行目ノ代價ハ

○公爵近衛篤磨君 先刻谷子爵カラ決ノ採リ方ニ付テ前ノ所デ御説ガ出マシタノハ丁度此場合デアラウト思ヒマス、又ハ關係人ト云フコトハ此第何條デゴザイマシタカ……第四條ノ所デ既ニ復活ヲシテ居ル譯ニナッテ居リマスガ、是レハ儀式上決ヲ御採リニナルノデアリマセウガ、委員ノ修正ニ賛成ノ者ト云フ決ヲ御採リニナリマスルト他ノ修正ノ分ト此分ト混ジマスルト大イニ不都合ト思ヒマス、第廿八條ノ二項ダケハ便宜ニ依ッテ別ニ決ヲ御採リナサルコトヲ希望致シマス、

○伯爵小笠原忠忱君 賛成、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 唯今近衛公爵ノ御説ハ至極御尤デゴザイマス、然ラバ分割ヲシテ問題ニ供シマス、第十八條ノ一項ヲ先ツ問題ニ供シ其

次ニ第十八條ノ二項三項ト問題ニ供シマス……是レハ今一應申シマスガ第十八條ハ三項別々ニ決ヲ採ルコトニ致シマス、第十九條モ別ニ採リマス、サウシテ二十條ニ及ビマス、

○公爵近衛篤磨君 サウ致シマシテモ結構デゴザイマスガ此二項丈ケ別ニ先キニ採ッテ、アトハ連ネテ採ッタ方ガ便宜カト存ジマスガ如何デゴザリマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 矢張り是レハ順序ニ致シタイト存ジマス、第十八條ノ一項ヲ先キニ採ルコトニ致シマス、第十八條第一項、委員ノ修正ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 少數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 少數デゴザイマス、原案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数デゴザイマス、第十八條第二項、委員ノ修正ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数デゴザイマス、第十八條ノ三項、十九條、原案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数デゴザイマス、第二十條、委員ノ修正ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 少數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 少數デゴザイマス、原案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数デゴザイマス、

〔本内書記官朗讀〕

第二十一條 許可ヲ得シテ採取ヲ爲シタル者又ハ詐偽ニ由リテ許可ヲ得タル者ハ五圓以上五拾圓以下ノ罰金ニ處ス

附則

第二十二條 此ノ法律施行以前ニ許可ヲ得タル採取人ハ此ノ法律ニ依リ引續キ其ノ業ヲ爲スコトヲ得

第二十三條 砂鑛採取ノ警察其ノ他國土保安ニ關シ必要ナル規定及此ノ法律ノ施行細則ハ農商務大臣之ヲ定ム

第二十四條 此ノ法律ハ明治二十六年四月一日ヨリ施行ス

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 第二十一條第二十二條第二十三條第二十四條、原案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数デゴザイマス、

○公爵近衛篤磨君 三讀會ヲ續イテ御開キニナルコトヲ希望致シマス、

○伯爵大原重朝君 賛成、

○侯爵醍醐忠順君 賛成ヲ致シマス、

○田中芳男君 賛成、

○子爵林友幸君 賛成、

○子爵山内豐誠君 賛成、

○渡邊甚吉君 賛成、

○男爵金子有卿君 賛成、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 近衛公爵ヨリ直ニ三讀會ヲ開ク動議ガ出テ居リマス、即チ議事日程變更ニ相成リマス、此說ニ同意ノ諸君ハ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数デゴザイマス、依ッテ直ニ第三讀會ヲ開キマス、朗讀ハ省畧致シマス、

起立者 多數

○松本鼎君 第二十一條ノ此修正ノ方ニハ「拾」ノ字ガ變ッテ居リマスガ、三讀會ニ至テモ文字ノ違ヒハ修正スルコトガ出來マスルカラ是レハ矢張り委員ノ修正通りニ見易イ方ノ「十」ノ字ニナル様ニ……

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 文字ノ如キハ事務局ニ御任セニナッテ事務局デ整頓スル筈デゴザリマスカラ即チ「五拾圓」ノ「拾」ノ字ノ如キニ至ッテ別段ニ修正ヲ御提出ニナランデモ既ニ……

○松本鼎君 夫レナラ宜シウゴザイマス、原案第二十一條ノ通りニナッテ居ルト思ヒマシタカラ……

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 第二讀會ノ決議案即チ原案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数デゴザイマス、チヨット御相談ヲ致スコトガゴザイマスガ夫レハ取引所法案デゴザイマス、昨日御配付ヲ致シタノデゴザイマス、依ッテ規則ニ據リマスルト第一讀會ヲ開クハ二日ヲ經テ明後日デナイト開クコトガ出來スノデゴザイマス、然ル所ガ最早當會期モ餘日モ少イコトデゴザイマスカラ此法案ノ如キハ一日モ早ク委員ニ付シテ取調ニナ

ル方ガ宜シイカト存ジマスニ依ッテ明日ノ議事日程ニ取引所法案ノ第一讀會ヲ一日短縮シテ載セマシテ御異議ガ無イヤ否ヤ、一應御相談ヲ致シマス

〔「異議ナシ」ト述フル者數名アリ〕

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 然ラバ明日ノ議事日程ヲ御報告ニ及ビマス、午前十時開議、第一、請願委員長公爵二條基弘君ノ報告、第二、取引所法案、政府提出衆議院送付、第一讀會、第三、右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉、本日ハ散會、

午後二時三十七分散會